

燕市・弥彦村送配水管整備事業

募集要綱

平成30年10月

燕市・弥彦村

【募集要綱】

目 次

第1章 募集要綱の位置づけ	1
第2章 本事業の概要	1
2.1 事業の目的.....	1
2.2 事業名称.....	1
2.3 事業箇所.....	1
2.4 事業主体.....	1
2.5 事業方式.....	1
2.6 選定方式.....	2
2.7 対象施設.....	2
2.8 業務範囲.....	2
2.9 事業期間.....	3
2.10 見積上限価格.....	4
2.11 遵守すべき法制度等.....	4
2.12 燕市による事業の実施状況のモニタリング	7
第3章 プロポーザル応募の手続等	8
3.1 募集等のスケジュール.....	8
3.2 応募者の構成	8
3.3 事業スキーム	9
3.4 プロポーザル応募に関する手続き	10
3.5 プロポーザル応募に関する留意事項.....	12
3.6 参考資料の閲覧等	14
3.7 担当窓口.....	14
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件	15
4.1 応募者の応募資格要件.....	15
4.2 管材企業に必要な資格要件	15
4.3 建設企業に必要な資格要件	16
4.4 代表企業に必要な資格要件	17
4.5 地元企業に必要な資格要件	17
4.6 設計企業に必要な資格要件	17
4.7 応募者の制限	18
4.8 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	19
第5章 プロポーザル応募時の提出書類.....	20
5.1 応募資格審査書類.....	20
5.2 提案書類.....	21
第6章 事業者の選定方法.....	22

6.1 応募資格の審査.....	22
6.2 提案書類の確認.....	22
6.3 提案価格・基礎審査	22
6.4 選定委員会.....	22
6.5 プレゼンテーションの実施	23
6.6 提案内容の審査.....	23
6.7 最優秀提案者等の選定.....	23
6.8 優先交渉権者の決定	23
6.9 審査結果の通知及び公表.....	23
第7章 燕市と事業者の責任分担	24
7.1 基本的考え方	24
7.2 予想されるリスクと責任分担.....	24
第8章 契約に関する事項	25
8.1 契約手続き	25
8.2 契約の枠組み	25
8.3 契約保証金.....	26
第9章 対価の支払い	27
9.1 費用の構成.....	27
9.2 費用の調達.....	27
9.3 費用の支払方法.....	27
9.4 物価変動による工事費の変更.....	28
9.5 建設工事で予定している財源内訳	28

第1章 募集要綱の位置づけ

燕市・弥彦村送配水管整備事業募集要綱（以下、「募集要綱」という。）は、燕市及び弥彦村（以下、「燕市」という。）が「燕市・弥彦村送配水管整備事業」（以下、「本事業」という。）をDB（Design Build）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。なお、募集要綱と実施方針に相違がある場合は、募集要綱に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要綱と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 基本契約書（案）
- (6) 業務委託契約書（案）
- (7) 工事請負契約書（案）

第2章 本事業の概要

2.1 事業の目的

燕市及び弥彦村では、それぞれが保有する老朽化した4つの既存浄水場を廃止し、新たに統合浄水場を共同で建設することとしている。

本事業は、統合浄水場の新設にあたり、統合浄水場と既存の配水池や配水管網等を連絡するための送配水管を整備することを目的とする。

2.2 事業名称

燕市・弥彦村送配水管整備事業

2.3 事業箇所

燕市及び弥彦村 一円

2.4 事業主体

燕市長 鈴木 力

※H31.4.1以降：燕・弥彦総合事務組合 管理者 燕市長 鈴木 力

2.5 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。なお、対象施設の建設に関しては、厚生労働省の交付金を受けることを予定しており、本事業の受注者（以下、「事業者」という。）は、交付金申請等に伴う資料作成等を行う。設計及び建設に必要な資金については燕市が調達する。

2.6 選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.7 対象施設

本事業の対象施設の概要は表 2-1 に示すとおりとする。計画布設ルート図を別紙 1 に示す。

表 2-1 対象施設の概要

ルート名称		燕ルート	吉田ルート	分水ルート	弥彦ルート	ルート 合計	
管路名称		燕配水本管	吉田送水管	分水配水本管	弥彦送水管		
口 径		φ 700mm	φ 500mm	φ 350mm	φ 250mm		
管 種		DCIP	DCIP	DCIP	DCIP		
種 別		配水管	送水管	配水管	送水管		
工種	単位	概算設計数量					
開削工	m	7,020	8,940	1,680	4,220	21,860	
推進工	国道	箇所	—	1	—	—	1
		m	—	24.8	—	—	24.8
	JR軌道	箇所	—	1	—	1	2
		m	—	18.0	—	18.0	36.0
	用排水路	箇所	7	5	—	1	13
		m	70.0	50.0	—	90.0	210.0
水管橋	県河川	箇所	—	1	—	1	2
		m	—	17.4	—	32.0	49.4
	用排水路	箇所	1	1	—	1	3
		m	6.5	9.5	—	4.5	20.5
不断水工	分岐	箇所	1	—	2	—	3
	弁挿入	箇所	—	—	1	—	1

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

※推進工のうち、JR軌道は設計業務及び工事業務を別途工事として発注予定である。

2.8 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び工事であり、その概要は表 2-2 のとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調 査	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査
設 計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る発注者の補助を行う。
工 事	工事業務	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	家屋調査業務	建設工事に伴う周辺家屋への影響に関する事前及び事後調査を行う。
	交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成を行う。また、燕市が会計検査を受検する際に、資料作成等の対応を行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

2.9 事業期間

平成 36 年 9 月 30 日まで

※ただし、詳細設計業務は平成 33 年 3 月 31 日までに完了すること

2.10 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

※JR軌道に関わる工事費及び委託費は含まない

金	4,844,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）
工事費	4,677,000,000円
委託費	167,000,000円

なお、工事費のうち、工事に伴う各種許認可等の申請業務、交付金申請書等作成業務及び出来高精算業務に係る見積上限価格（以下、「工事に伴う申請業務等価格」という。）は以下のとおりである。

工事に伴う申請業務等価格 7,000,000円

2.11 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法

- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ 燕市給水条例
- ・ 燕市環境基本条例
- ・ 燕市情報公開条例
- ・ 燕市個人情報保護条例
- ・ 弥彦村給水条例
- ・ 弥彦村環境基本条例
- ・ 弥彦村情報公開条例
- ・ 弥彦村個人情報保護条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等

ア) 共通（全て最新版とする）

- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書（日本水道協会）

- ・ 水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
 - ・ 新潟県土木工事標準仕様書
 - ・ 日本工業規格（JIS）
 - ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
 - ・ 土木製図基準（土木学会）
 - ・ 電気設備工事監理指針
 - ・ 機械設備工事監理指針
 - ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
 - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等
- イ) 推進工法、水管橋工事（全て最新版とする）
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
 - ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ・ 道路橋示方書（日本道路協会）
 - ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
 - ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
 - ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
 - ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
 - ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
 - ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財) 鉄道総合技術研究所）
 - ・ 近接工事設計施工マニュアル（J R 東日本）
 - ・ 水管橋設計基準（日本水道鋼管協会）
 - ・ 水管橋設計基準（耐震設計編）（日本水道鋼管協会）
 - ・ 水管橋外面防食基準（日本水道鋼管協会）
 - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等
- 3) 積算基準
- ・ 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
 - ・ 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
 - ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
 - ・ 推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
 - ・ 工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
 - ・ その他関係する積算基準等

2.12 燕市による事業の実施状況のモニタリング

ア) モニタリングの目的

燕市は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

イ) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、燕市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、燕市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

ウ) モニタリングの方法

モニタリング方法については、燕市が定めた方法に従ってモニタリングを行い、燕市は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

エ) モニタリングの結果

燕市のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が業務委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、燕市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

オ) モニタリングの実施者

燕市はモニタリングの実施を第三者（以下、モニタリング企業という。）に委託することができる。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	平成 30 年 8 月 10 日 (金)
実施方針に関する説明会	平成 30 年 8 月 21 日 (火)
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 平成 30 年 8 月 23 日 (木) まで
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	平成 30 年 9 月 4 日 (火)
プロポーザル公告 (募集要綱、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書 (案)、基本契約書 (案)、設計業務委託契約書 (案) 及び建設工事請負契約書 (案) を以下「募集要綱等」という。) の公表	平成 30 年 10 月 1 日 (月)
募集要綱等に関する説明会	平成 30 年 10 月 10 日 (水)
募集要綱等に関する質問の受付	募集要綱等の公表日から 平成 30 年 10 月 12 日 (金) まで
募集要綱等に関する質問への回答公表	平成 30 年 10 月 31 日 (水)
参加表明書等の受付締切	平成 30 年 11 月 9 日 (金)
参加資格確認結果の通知	平成 30 年 11 月 30 日 (金)
提案書類の受付	平成 31 年 1 月 16 日 (水)
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	平成 31 年 2 月中旬
事業者の選定	平成 31 年 2 月下旬
基本協定の締結	平成 31 年 3 月上旬
基本契約の締結	平成 31 年 4 月上旬
設計業務委託契約の締結	平成 31 年 4 月上旬
工事請負契約の締結	平成 31 年度及び平成 32 年度中 (提案内容に基づく)

3.2 応募者の構成

- 1) 応募者は、複数の企業等により構成される特定建設工事共同企業体 (以下、「特定 J V」という。) とする。特定 J V を構成する企業を「構成企業」とする。
- 2) 各構成企業は、特定 J V の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結する。
- 3) 特定 J V は、設計企業、建設企業、地元企業及び管材企業による 4 社を基本とする。
なお、各企業に必要な資格要件は、第 4 章 応募者の備えるべき応募資格による。
- 4) 同一企業が管材企業、建設企業、地元企業、設計企業のいずれかを兼ねることはできない。

また、一応募者の構成企業は他の応募者の構成企業となることはできない。

- 5) 応募者の代表企業は、管材企業又は建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。
- 6) 特定JVの地元企業及び協力企業は、燕市内と弥彦村内に本社・本店を置く地元の企業を少なくとも各々1社含むものとする。
 なお、協力企業とは特定JVより業務を請け負う企業をいう。

想定するケース	特定JVの地元企業	協力企業
ケース1	燕市内本社・本店企業	弥彦村内本社・本店企業 少なくとも1社含む
ケース2	弥彦村内本社・本店企業	燕市内本社・本店企業 少なくとも1社含む

3.3 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図 3-1 に示すとおりとする。

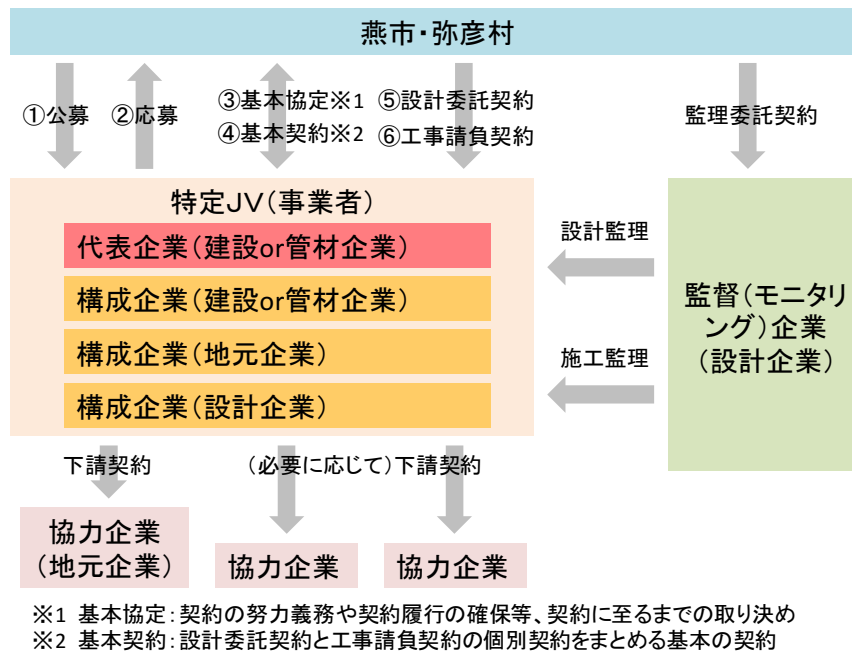


図 3-1 想定事業スキーム

3.4 プロポーザル応募に関する手続き

1) 募集要綱等に関する説明会

募集要綱等に関する説明会は、下記の要領で行う。

日時	平成 30 年 10 月 10 日（水） 14 時～16 時
場所	燕市白山町二丁目 7 番 27 号 燕市水道局（燕庁舎）4 階 第 2 会議室
受付期間	平成 30 年 10 月 2 日（火）午前 10 時から 平成 30 年 10 月 9 日（火）正午まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、平成 30 年 10 月 9 日（火）午後 2 時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
申込書の様式	申込様式 1 を用いて、申込書を添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【送配水管整備事業の募集要綱等説明会参加申込】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.7 に記載の担当窓口
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> a. 説明会参加者は、本事業に応募を検討する企業とする。 b. 参加人数は、1 企業 2 名までとする。 c. 当日は、募集要綱等の資料配布は予定していないため、各自ダウンロードして持参すること。 d. 参加申込状況によっては、参加人数の制限及び時刻の変更を行うことがある。 e. 質疑応答の機会を設けるが、質疑への回答については、3.4 2)「募集要綱等に関する質問の受付・回答」における回答を優先する。

2) 募集要綱等に関する質問の受付・回答

ア) 質問の受付

募集要綱等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要綱等の公表から平成 30 年 10 月 12 日（金）午後 4 時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、平成 30 年 10 月 16 日（火）午後 2

	時までには返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	質問書様式 1～8「募集要綱に関する質問書」等に記入のうえ、添付ファイル（Excel 形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【送配水管整備事業の募集要綱等に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.7に記載の担当窓口

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと燕市が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	平成 30 年 10 月 31 日（水）
ホームページアドレス	http://www.city.tsubame.niigata.jp/life/10007305014.html

3) 資料の閲覧及び貸出し

基本設計資料等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。

閲覧期間	募集要綱の公表から平成 30 年 10 月 26 日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
申込書の様式	申込様式 2、3「募集要綱関連資料閲覧申込書」等に記入のうえ、添付ファイル（Excel 形式）として電子メールにて送信すること。また、申込様式 4「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記載の上、閲覧日当日までに郵送又は持参にて提出すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【送配水管整備事業の資料閲覧申込】とすること。
閲覧場所及び閲覧等の申込先	3.7に記載の担当窓口

4) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	平成 30 年 11 月 2 日（金）～平成 30 年 11 月 9 日（金）までの午前 9 時から正
------	---

	午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7 に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1 応募資格審査書類の「応募資格審査に関する提出書類」

5) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	平成 31 年 1 月 7 日（月）～平成 31 年 1 月 16 日（水）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7 に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.2 提案書類

6) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	平成 30 年 11 月 30 日（金）～平成 31 年 1 月 16 日（水）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7 に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1 応募資格審査書類の「様式Ⅱ-1」

7) プレゼンテーションの実施

燕市は、基礎審査等を通過した応募者に対し、平成 31 年 2 月中旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に平成 30 年 12 月 21 日（金）までに別途通知する。

3.5 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要綱の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要綱及び追加資料の記載内容を承諾したものとみ

なす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、燕市が本事業の公表及び燕市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、燕市に提出された資料は、燕市情報公開条例に基づき、公開することができる。

5) 募集要綱の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

燕市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 募集要綱に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類

イ) 事業名及び見積金額のない書類

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

エ) 事業名に誤りのある書類

オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類

カ) 見積金額を訂正した書類

キ) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類

ク) 提案書類の受付期間締切までに燕市担当窓口に到達しなかった書類

ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手

順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

1 0) 必要事項の通知

募集要綱等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

1 1) 応募者の名称

応募者の名称は以下のとおりとする。

- ア) 応募者の名称は「〇〇・●●・□□・■送配水管整備特定共同企業体」とすること。
- イ) 名称中、記号は構成企業を表し、すべての構成企業を簡潔に示すこと。
- ウ) 代表企業を最初に示し、他の構成企業は順不同とすること。

3.6 参考資料の閲覧等

下記資料は、資料閲覧等の期間内に燕市水道局経営企画課内において、閲覧及び貸出しをする。貸出し可能な資料は数に限りがあるため、貸出しを希望する者は、事前に連絡すること。

【閲覧資料】

- ・平成 29 年度燕市浄水場施設再構築基本設計業務委託 送配水管編 基本設計書

【貸出資料】

- ・基本設計図 電子データ CD-R (PDF 形式、DWG 形式、DXF 形式)

3.7 担当窓口

手続きについての燕市の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒959-1251 燕市白山町二丁目 7 番 27 号 燕市役所 水道局 経営企画課 計画係 (担当：海津) TEL：0256-64-7400 (直通) FAX：0256-66-5156 電子メール：suido_keiei@city.tsubame.lg.jp
--

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

応募者の構成企業の資格要件は次のとおりとする。

4.1 応募者の応募資格要件

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けてないこと。
- 3) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結までの間において、新潟県、燕市及び弥彦村から指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 6) 燕市及び弥彦村の暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員または同条3号に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

4.2 管材企業に必要な資格要件

管材企業は次の1)から4)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業がある場合も可能とする。
- 2) 燕市又は弥彦村の平成29・30年度有資格業者登録名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）の「建設工事」に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、燕市長又は弥彦村長が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 3) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
 - ① 1級土木施工管理技士若しくは1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1級建設機械施工技士

- b 法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- 4) 上記 3) に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。

4.3 建設企業に必要な資格要件

建設企業は次の 1) から 7) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、燕市長又は弥彦村長が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 3) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
 - ① 1 級土木施工管理技士若しくは 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1 級建設機械施工技士
 - b 法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

- 4) 本事業の施工にあたって、上記3)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 5) 募集要綱の公表日現在、新潟県内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。
- 6) 建設業法施行規則第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P点）が土木一式工事については1,100点以上、管工事については1,100点以上のいずれかを満たす者であること。
- 7) 平成6年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径500mm以上の送水管又は配水管の布設工事の元請としての完成実績があること。

4.4 代表企業に必要な資格要件

- 1) 代表企業は、監理技術者及び現場代理人を配置すること。
- 2) 管材企業が代表企業となる場合にあつては、統括責任者は、4.2 管材企業に必要な資格要件、3)の要件を満たすものでなければならない。
- 3) 建設企業が代表企業となる場合にあつては、統括責任者は、4.3 建設企業に必要な資格要件、3)の要件を満たすものでなければならない。

4.5 地元企業に必要な資格要件

地元企業は次の1)から3)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、燕市長又は弥彦村長が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 2) 国家資格等を有する主任技術者を専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- 3) 募集要綱の公表日現在、燕市内又は弥彦村内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。

4.6 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次の1)から6)までの条件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。
- 2) 有資格業者名簿において測量及び建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント等業務」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、燕市長又は弥彦村長が別に定める手続に基づいて、当該業種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 3) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。
 - ① 管理技術者、担当技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ② 照査技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ③ 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- 4) 上記 3) に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- 5) 平成 20 年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業または工業用水道事業における口径 500mm 以上の送水管又は配水管の詳細設計の業務完了実績を有する者であること。
- 6) 募集要綱の公表日現在、新潟県内に本社、支社又は営業所等が所在していること。

4.7 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

1) 選定委員会に関する制限

燕市・弥彦村浄水場施設再構築事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

2) アドバイザリー業務に関わっている者に関する制限

本事業のアドバイザリー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。
なお、本事業のアドバイザリー業務に関わっている者は以下のとおりである。

・株式会社 N J S 新潟出張所

4.8 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、4.1に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該特定JVを失格とする。

2) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに燕市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1
	・参加表明書	様式 I - 2
	・資格審査申請書	様式 I - 3
	・設計企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 4
	・設計業務実績	様式 I - 4 - 1
	・配置予定技術者の資格（設計企業）	様式 I - 4 - 2
	・建設企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 5
	・施工実績	様式 I - 5 - 1
	・配置予定技術者の資格（建設企業）	様式 I - 5 - 2
	・地元企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 6
	・配置予定技術者の資格（地元企業）	様式 I - 6 - 1
	・管材を供給する者の応募資格要件に関する書類	様式 I - 7
	・配置予定技術者の資格（管材企業）	様式 I - 7 - 1
	・プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式 I - 8
	・委任状（特定JVの各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）	様式 I - 9
	・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	—
	・決算報告書（代表企業、構成企業、決算報告書は直近3ヶ年）	—
・登記簿謄本（代表企業、構成企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	—	
・募集要綱の応募資格要件各種税の納税証明書（代表企業、構成企業、直近1ヶ年）	—	
・特定JV協定書	—	
その他	・プロポーザル応募辞退届	様式 II - 1

5.2 提案書類

① 提案書類審査に関する提出書類	
・ 提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－1
・ 提案書類提出書	様式Ⅲ－2
・ 見積書	様式Ⅲ－3
・ 見積金額計算書	様式Ⅲ－4
② 技術提案書	
・ 設計企業の実績一覧	様式Ⅳ－1
・ 建設企業の実績一覧	様式Ⅳ－2
・ 管材企業の実績一覧	様式Ⅳ－3
・ 配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ－4
・ 業務実施方針	様式Ⅳ－5
・ 業務実施体制	様式Ⅳ－6
・ 調査・設計計画	様式Ⅳ－7
・ 施工計画	様式Ⅳ－8
・ 管材調達計画	様式Ⅳ－9
・ 工事の確実性に関する事項	様式Ⅳ－10
・ 設計・施工・工期等に関するその他事項	様式Ⅳ－11
・ 環境配慮に関する事項	様式Ⅳ－12
・ 地域貢献に関する事項	様式Ⅳ－13
・ 課題解決能力に関する事項	様式Ⅳ－14

第6章 事業者の選定方法

6.1 応募資格の審査

1) 応募資格審査書類の審査

燕市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

2) 応募資格要件の審査

燕市は、応募者が募集要綱に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要綱「第4章. 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

3) 応募資格審査結果の通知

燕市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6.2 提案書類の確認

燕市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6.3 提案価格・基礎審査

1) 提案価格審査

燕市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

2) 基礎審査

燕市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

3) 結果の通知

燕市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6.4 選定委員会

事業者の選定にあたり、燕市は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査にお

ける事業者選定基準や募集要綱の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6.5 プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6.6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6.7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6.8 優先交渉権者の決定

燕市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。このとき、応募者の技術評価点が50%以上の場合を優先交渉権者とし、50%未満の場合は失格とする。

6.9 審査結果の通知及び公表

燕市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、燕市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、各特定JVの代表企業の名称のみ公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に燕市へ説明を求めることができる。

第7章 燕市と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、燕市がそのすべて又は一部を負うこととする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

燕市と事業者との責任分担は、業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

1) 契約の条件

優先交渉権者と燕市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る翌年度以降の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について燕市に請求することができず、応募者の負担となる。

2) 契約の解除

優先交渉権者が4.8「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、燕市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.8. 2)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに燕市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を燕市が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、一括契約として設計業務委託契約を燕市と締結する。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、工事請負契約を燕市と締結する。

工事業務を二以上に分割して工事請負契約を締結する場合は、分割した一連の工事を一工事とした場合の諸経費率により各工事の実実施設計工事額を算出し、工事請負契約を締結する。変更請負代金額の算定も同様とする。

なお、詳細設計の一部が未完成の時点における一工事の工事費の算出にあたっては、未完成の部分に提案工事価格を代用するものとする。

2) 対象者

契約の対象者は、基本契約、業務委託契約、工事請負契約ともに、特定JVとする。

3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	優先交渉権者決定後1週間以内
基本契約の締結	平成31年4月上旬(予定)
業務委託契約の締結	平成31年4月上旬(予定)
工事請負契約の締結	平成31年度又は平成32年度(提案による)
契約工期	平成36年9月末

8.3 契約保証金

業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務	備 考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		家屋調査業務	
		交付金申請書等作成業務	
		出来高精算業務	

9.2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、燕市が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

なお、各年度の支払限度額は、業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

9.4 物価変動による工事費の変更

- 1) 燕市及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適当になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- 2) 燕市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- 3) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき燕市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、燕市は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- 4) 上記1)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記1)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったと認められる場合は、燕市又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- 6) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となった場合は、燕市又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- 7) 上記2)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、燕市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、燕市は工事費を変更し事業者に通知する。
- 8) 上記3)又は前項の協議の開始日については、燕市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、燕市が上記1)、5)又は6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、燕市に通知することができる。
- 9) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、燕市と事業者が協議して対応を定めるものとする。

9.5 建設工事で予定している財源内訳

1) 財源の構成

建設工事の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金＋企業債＋交付金』

2) 財源の内訳

事業費から自己資金及び交付金を除いた残りは全て企業債とする。